

<報道発表資料>

令和7年12月8日
京都市行財政局市税事務所
市民税室市民税第一担当

課税調査事務における個人情報資料の紛失

市・府民税の課税調査事務において、個人情報を含んだ調査資料を紛失した事案が発生しました。

個人情報の厳格な管理が求められる税務行政において、不適切な事案が生じましたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止を徹底してまいります。

1 概要

令和7年12月2日、個人市民税の課税調査のため京都市職員が北区において自転車で外勤中、個人情報を含む資料を紛失しました。

紛失に気付いたのち、直ちに移動した経路を捜索するとともに、警察に遺失物紛失届を提出しましたが、12月8日現在も発見に至っておりません。なお、現時点において、紛失した情報の流出は確認されておりません。

【紛失した資料の概要】 件数：48件

内容：納税義務者名、物件所在地、屋号、各種符号

- ・ 資料には、タイトルや各項目の区分の記載はありません（A4用紙3枚ホッチキス止め）。
- ・ 本件調査は、市内に事務所・事業所や家屋敷を保有している方で、同一区内に住所がない方に対して、課税するための調査であり、紛失した物件所在地は住民票上の住所とは一致しません。

2 今後の対応

資料に記載されている個人情報の該当者の方には、個人情報の紛失についてお知らせし、お詫びいたします。

3 再発防止

本件の原因は、資料を持出し時の管理・保管方法が不適切であったものであり、個人情報を含む資料の紛失が生じないよう、外出時の厳正な管理を徹底し、再発防止を図ります。

また、併せて、個人情報を含む資料の持出しが最小限となるよう、事務処理の在り方にについて精査、点検を行ってまいります。

4 お問い合わせ先

京都市行財政局市税事務所市民税室市民税第一担当

075-746-2436